

イスパニア語学科同窓会会則

第1条（名称）

本会は、上智大学外国語学部イスパニア語学科同窓会（以下「本会」という）と称し、通称を「イスパニア語学科同窓会卒業生部会」とする。

第2条（事務局）

本会の事務局は、上智大学外国語学部イスパニア語学科内に置く。

第3条（目的）

本会は、会員相互間の親睦およびイスパニア語学科同窓会在学生・教職員部会との交流を深め、会員各人の向上を図るとともに、会員が互いに協力して、本学科、ひいては上智大学における教育及び研究の発展に貢献することを目的とする。

第4条（活動）

本会は、第3条の目的を達成するため、次の活動をおこなう。

- ① 会員相互の交流会、親睦会等の交流・啓発活動
- ② 講演会、シンポジウム、公開講座等の教養・文化活動
- ③ 本学科の在学生のために必要な支援活動
- ④ その他本会の目的を達成するために必要な活動

第5条（会員）

本会は、次の者をもって構成する。

- ① 正会員 本学科を卒業した者をいう。
- ② 名誉会員 本学科の教職員をいう。

第6条（役員）

1 本会の実施する活動の企画・実行のために、次の役員を置く。

- ① 会長
- ② 副会長
- ③ 幹事役員
- ④ 事務局長
- ⑤ 会計

2 役員は、次の職務をおこなう。

- ① 会長は本会を代表し、会務を総理する。
- ② 副会長は、会長を補佐し、必要な場合はその職務を代行する。

- ③ 幹事役員は本会の運営にかかわる重要事項の審議および決定し円滑な運営をする。
- ④ 事務局長は本会の運営に関する事務を分掌する。
- ⑤ 会計は本会の会計業務を分掌する。

第7条（役員会）

- 1 役員会は、本会の最高議決機関として、会長、副会長、幹事役員、事務局長、会計によりこれを構成し、役員会は必要に応じ適宜開催される。
- 2 役員会は次の職務を行い、この会の運営について責任を負う。
 - ① 役員の選任および解任
 - ② 活動計画および収支予算の承認
 - ③ 活動報告および収支決算の承認
 - ④ 本会の会則の改廃
 - ⑤ その他本会の運営に関する重要事項の審議と決定
- 3 役員会は役員過半数の出席により成立する。
- 4 会長、副会長は、役員の互選により選出する。
- 5 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 6 会長は役員に異動があったときには総会においてこれを報告する。

第8条（総会）

本会は総会を次のように開催する。

- ① 総会は会員によりこれを構成する。
- ② 原則として年1回5月に開催する。メールにての開催も可とする。
- ③ 役員会は総会において会務を報告する。

第9条（事務局）

- 1 本会には、会務を処理するため、役員会のもとに事務局を置く。
- 2 事務局には、これを統括するため、事務局長を置く。

第10条（経費）

本会の経費は、本会が主催する会合等の参加費、寄付金およびその他の収入をもって充てる。

第11条（会計年度）

本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

以上

2021年10月1日 制定